

公益法人等改革推進計画

平成20年11月

南 丹 市

＝ 目 次 ＝

1. 計画策定の趣旨	2
2. 対象とする団体	3
3. 対象団体の状況	4
4. 改革の基本方針	6
5. 改革の方向性	7
6. 計画の推進体制	9

1. 計画策定の趣旨

外郭団体は、高度化・複雑化する市民ニーズに対し、民間の多様な資金や人材、経営ノウハウ等を活用することにより、南丹市が直接実施するより機動的かつ柔軟に公共サービスが提供できるよう設立され、高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替する役割を果たすべきものであり、「官から民へ」、「民間でできることは民間で」といった行政改革の基本理念の延長線上に存在しています。

しかしながら、団体の中には、社会経済情勢の変化等により設置のあり方を検証すべきと考えられるもの、さらには、南丹市との関係において独占的・優位的な条件の下で業務を実施していることから、ともすれば市場原理が働きにくく、業務の改革・改善への気運が弱くなりがちであることなど、様々な課題も存在しています。

【 外郭団体に関する主な課題 】

団体の再編・整理の必要性

社会経済情勢の変化等により、運営の状況や設置のあり方について検証をすべきであり、必要に応じて廃止も含めた抜本的な見直しが必要

運営の自立性の欠如

自主財源不足、「経営努力」が報われない仕組み、改革に向けた気運の欠如など、運営において第三セクターとしての優位性（柔軟性、機動性）が活かされておらず、自立的な運営に向けた取り組みが必要

役員や幹部に市退職者や派遣職員が就任、また、団体職員が同一業務に長期間従事するなど人事の硬直化・マンネリ化があり、併せて見直しが必要

このようなことから、南丹市では、平成18年度に策定した「行政改革実施プラン〈第1次〉」において、外郭団体に関して、「団体の独立した効率的運営」を課題として明示しました。

そこで、今回、「南丹市経営改革プラン」の一環として、公益法人等に関する南丹市の関与のあり方を明らかにし、団体の自立を促すとともに、団体自らが積極的に改革・改善に取り組み、効果的・効率的な運営体制を築くことができるよう、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする「公益法人等改革推進計画」を取りまとめます。

2. 対象とする団体

本計画では、市議会に経営状況を報告する義務がある法人（出資比率50%以上）12団体を「公益法人等の改革推進計画」の団体の対象としています。

(単位：千円、%)

名 称	所管課	基本財産	市出資金 市出捐金	出資割合	公益法人 改革対象
(財) 南丹市福祉シルバー人材センター	高齢福祉課	30,000	30,000	100.0	○
(財) 南丹市園部国際学園都市センター	企画推進課	50,000	25,000	50.0	○
(財) 園部町振興公社	商工観光課	10,000	6,000	60.0	○
(財) 園部町農業公社	農 政 課	30,000	15,000	50.0	○
(株) 園部まちづくり工房	都市計画課	10,000	5,000	50.0	
南丹・京丹波地区土地開発公社	財 政 課	19,000	13,900	73.2	
(財) 八木町農業公社	農 政 課	40,000	20,000	50.0	○
日吉ふるさと (株)	日 吉 支 所	100,000	66,000	66.0	
美山ふるさと (株)	美 山 支 所	97,400	62,650	64.3	
美山名水 (株)	美 山 支 所	40,850	27,000	66.1	
医療法人財団 美山健康会	美 山 支 所	35,000	20,000	57.1	
(財)美山自然文化村	美 山 支 所	20,000	20,000	100.0	○
合 計		482,250	310,550	64.4	6 団体

3. 対象団体の状況

【平成19年度 財務状況】

(単位：百万円)

名 称	経常収益	経常費用	経常損益	資本又は 正味資産	市補助金 委 託 料
(財) 南丹市福祉シルバー人材センター	500	453	47	271	22
(財) 南丹市園部国際学園都市センター	268	203	65	72	23
(財) 園部町振興公社	111	108	3	87	-
(財) 園部町農業公社	222	218	4	205	10
(株) 園部まちづくり工房	1	2	△ 1	△ 4	-
南丹・京丹波地区土地開発公社	584	588	△ 4	40	1
(財) 八木町農業公社	134	133	1	84	47
日吉ふるさと (株)	341	340	1	103	26
美山ふるさと (株)	339	347	△ 8	92	11
美山名水 (株)	1,909	1,834	75	197	-
医療法人財団 美山健康会	283	304	△ 21	56	25
(財)美山自然文化村	250	251	△ 1	41	-
計	4,942	4,781	161	1,244	165

※ 数値等は、「第三セクター等の経営状況」調査より抜粋

南丹市からの財政措置（補助金・委託料）は、上記のとおりであり、団体によっては、全収入の3割を超える分を市からの財政措置に依存しているものもあります。

経常損益は、赤字団体が、5団体であるが、財政措置をしなかった場合は、8団体に増えることになります。

【平成19年度 組織の状況】

(単位：人、百万円)

名 称	常勤役員数	退職者		
		うち南丹市	正職員人数	うち南丹市
(財) 南丹市福祉シルバー人材センター	1		13	2
(財) 南丹市園部国際学園都市センター	1	1	13	1
(財) 園部町振興公社	1		2	
(財) 園部町農業公社			9	
(株) 園部まちづくり工房				
南丹・京丹波地区土地開発公社			1	1
(財) 八木町農業公社			2	
日吉ふるさと(株)	1		13	
美山ふるさと(株)	2	1	6	
美山名水(株)			24	
医療法人財団 美山健康会	1	1	27	1
(財)美山自然文化村	1		4	
計	8	3	114	5

※ 数値等は、「第三セクター等の経営状況」調査より抜粋

常勤役員については、南丹市の退職者が、全体の38%を占めています。
また、正職員については、南丹市退職者が、全体の4%を占めています。

4. 改革の基本方針

本計画では、改革に向けた基本的方向性として、以下の3つを掲げています。

(1) 団体の整理統合

公益法人制度改革を見据えながら、下記の団体については、廃止も含めてあり方を、抜本的に見直し、必要に応じて整理統合を行う。

1. 社会経済情勢の変化により存在意義が薄れている団体
2. 民間等と業務が類似・競合する団体

(2) 市の関与の見直し

財政措置など団体運営に対する市の関与を縮減し、自立を促すとともに、市からの業務委託については、そのあり方などについて見直しをする。

特に、公の施設の管理運営については、指定管理者制度の検討とあわせて、抜本的な見直しを行う。

(3) 活性化に向けた環境整備

団体は、自らが将来を見据えた経営目標を明確にし、事業の効率化や運営の活性化に向け、主体的な取り組みを進めるよう努める。

市としても、団体が経営努力を最大限発揮し、自立的な運営を行うことができるような環境整備を促進する。

5. 改革の方向性

市の関与の見直し

財政支援の見直し

団体の中には、その収入の多くを市からの補助金等に依存するものがあることから、自助努力による団体の自主財源の充実、市からの補助事業について、効果、必要性等の厳しい精査による縮減などを通じ、団体の自立を促していきます。

また、市と団体の業務委託契約については、これまで、団体の公共性・公益性に着目した随意契約を中心に行われてきましたが、今後、その必要性、範囲、契約のあり方などについて、不断の見直しをおこないます。

指定管理者制度への対応

公の施設の管理運営の委託先に、株式会社などの民間事業者も参入することが可能となったことから、市は、より効果的な施設活用と一層のサービス向上が図られる管理者の指定について、競争原理の導入も考慮しながら、見直しの基本的な考え方に関するルールづくりなど全庁的な対応策の検討を進めます。

人的関与の見直し

市の団体に対する人的関与（役員への市退職職員の就任）についても、民間人等の役員登用による市退職職員の縮減の検討などで、可能な限り縮減を図り、団体の自立を促していきます。

経営マネジメント・サイクルの確立

団体が、設立目的等に即した効果的・効率的な運営体制を確立することができるよう、経営目標及び経営計画の策定、経営目標の達成度（成果）を事後検証し、業務改善に反映させる「経営評価」の仕組みの構築により、団体自らが、経営目標や事業の費用対効果等を常に意識しながら、業務・事業の改革・改善に取り組んでいく、PDCAの経営マネジメント・サイクルの確立に取り組みます。

「経営努力」を促す新たな仕組みの導入

受託先の拡大など、自主財源の充実に向けた団体の積極的な取り組みを促すほか、団体の効率的運営や財源確保の取り組みの結果（いわゆる「経営努力」）が報われる仕組みとして、現在、一般会計において検討中のインセンティブ予算などの導入について、今後、検討を行います。

団体職員の資質向上

団体職員が、専門的技能の向上のみならず、費用対効果や市民協働の視点など業務マネジメントに必要な能力を高めることができるよう、効果的な職員研修の実施、団体間の人事交流や市への出向（派遣・研修等）の仕組みのルール化などを通じ、中長期的な視点に立った人材育成に取り組みます。

情報公開の更なる推進

情報公開については、市と足並みをそろえ、市ホームページに外郭団体のページの開設（団体ホームページへのリンク）、団体ホームページの新設・充実など、よりわかりやすい形での情報提供に努めます。

6. 計画の推進体制

市の関与の見直しや団体の活性化に向けた環境整備の検討を進める一方で、一定の指導・監督体制を確保し、本計画を着実に進行管理していくことが、出資者あるいは多くの予算を投じる者としての市の責務です。

その指導・監督体制等は、下記によりすすめ、運営・指導を一層強化することとします。

○組織体制の整備

行財政改革を視野に入れ人事秘書課・財政課と外郭団体担当課を含めた組織化「(仮称)南丹市公益法人等自立化促進委員会」をすすめ、定期的な協議体制を確立する。

○事前調整の強化

予算、決算前の事前調整会議や「経営評価」の実施を検討する。

○柔軟な検討事項への対応

必要に応じて、団体ごとの懸案事項等を個別集中的に検討する。